

平成30年度青森県獣医師職員養成修学資金募集要項（大学生対象）

1 目的

大学卒業後、青森県の獣医師職員として家畜衛生業務等に従事しようとする大学生を対象に「青森県獣医師職員養成修学資金」を貸与し、未来の青森県獣医師職員を養成することを目的とします。

2 修学資金貸与者の募集

(1) 対象者

- ・大学の獣医学を履修する課程に在学する4～6年生
- ・大学卒業後、獣医師となり青森県職員（家畜衛生業務等に従事）として勤務する意思を有していること。

(2) 募集人員

1名

(3) 修学資金の額

私立大学に在学している場合 月額 180,000円

国公立大学に在学している場合 月額 100,000円

(4) 募集期間

平成30年4月2日（月）～平成30年5月31日（木）

(5) 応募手続

募集期間内に、次の書類を「青森県農林水産部 畜産課 衛生・安全グループ」あてに、郵送又は持参により提出してください。

- ① 履歴書（市販の履歴書に写真を添付し、連絡先及び志望動機を必ず記載してください。）
- ② 大学の獣医学を履修する課程に在学していることを証する書類（在学証明書等）
- ③ 大学における学業成績を証明する書類

【郵送先】

〒030-8570

青森市長島一丁目1-1 青森県農林水産部畜産課 衛生・安全グループ

【注意事項】

- ・郵送の場合は、すべての書類を1つの封筒に入れ、封筒前面に「獣医師職員養成修学資金関係書類」と明記してください。
- ・郵送の場合は、募集期間末日の消印を有効とします。
- ・持参する場合は、青森県庁北棟4階畜産課に持参してください。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。（土日及び休日を除きます。）

3 修学資金の貸与決定

応募者について、書類審査を実施した上で、貸与者を決定し通知します。（平成30年6月下旬の予定）

4 修学資金貸与の制度

青森県獣医師職員養成修学資金は、農林水産省が実施している「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を活用しており、貸与が決定した者は、当該事業の実施主体である「一般社団法人青森県畜産協会」と修学資金貸与契約を締結することとなります。

5 修学資金貸与決定後の手続き

- (1) 貸与決定後、一般社団法人青森県畜産協会に「獣医師養成確保修学資金貸与申請書」(添付書類：獣医学部長の推薦書、健康診断書、戸籍謄本、学業成績証明書、家計支持者の所得証明書)を提出し、同協会と修学資金貸与に係る契約を締結します。
- (2) 契約締結後、同協会から修学資金の貸与が開始されます。なお、初回は、申請年度の4月から当該月分までが一括で支給されます。
- (3) 詳細な手続きの内容については、貸与決定の通知時にお知らせします。

6 修学資金の貸与期間

修学資金は、貸与者からの申し出がない限り、修学資金の貸与を決定した年度から大学を卒業するまでの期間貸与します。ただし、正規の修学期間に限ります。

7 修学資金の返済が全額免除される要件

- (1) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得すること
- (2) 青森県獣医師採用試験に合格し、青森県獣医師職員になること
- (3) (1) 及び (2) の要件を満たした上で、次の①又は②に該当したとき
 - ① 青森県獣医師職員として、貸与月額が12万円以下の場合は、修学資金の貸与を受けた期間の3/2倍、貸与月額が12万円を超える場合は、貸与期間の5/3倍に相当する期間を勤務したとき
 - ② 公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき

8 問合せ先

〒030-8570

青森市長島一丁目1-1 青森県農林水産部畜産課 衛生・安全グループ

電話 017-734-9498 (直通)

FAX 017-734-8144

メール masayuki_futamata@pref.aomori.lg.jp (担当：二俣あて)